

平成22年度 給与等事務説明会

平成22年10月22日（金）
沼津市民文化センター

1 あいさつ

2 教員給与体系の見直しについて

(1) なぜ、「見直し」を行うことになったのか。


(2) 見直しされた各手当等について

(3) その他


3 事務連絡

教員給与体系の見直しについて

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが極めて大きく、全国的な義務教育水準の維持・向上のためには、教員に優秀な人材を確保することが必要不可欠である。



昭和49年 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(以下「人材確保法」という。)制定
→教員給与を一般の公務員より優遇することを定めた。



人材確保法の制定を受け、教員給与の改善が計画的に行われた結果、人材確保法制定以前と比べ、優秀な人材の確保に大きな役割を果たしてきたといえる。
→人材確保法制定以前と比べ、公立小・中学校の教員採用試験の競争倍率が上昇したことなどが挙げられる。

教員給与の見直しに係る経緯

「行政改革の重要方針」より (平成17年12月)
人材確保法について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法)
公布・施行 (平成18年6月)
人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行う。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太の方針2006）」
(平成18年7月7日)

文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。

- 1 教職員の定数については、子供の数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する。
- 2 地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。
- 3 人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。・・・

- ・ 次代を担う子どもたちの人間形成に関わる教員の重要性
- ・ 安定的に教員に優秀な人材を確保していく
→人材確保法を堅持することが必要

教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分は縮減を図りつつ、教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神を踏まえ、人材確保法における教員給与の優遇措置についてその基本を維持しながら、教員給与にメリハリを付ける。

今後の教員給与の在り方について（中央教育審議会 平成19年3月）

メリハリある教員給与の在り方

○ 教員給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持

ただし、教員給与が一般行政職給与を上回る部分(2.76%)は縮減を図りつつ、人材確保法における教員給与の優遇措置についてその基本を維持しながら、教員勤務実態調査の結果等も踏まえ、教員給与にメリハリを付ける所要の経費の確保について、平成20年度予算において真摯に対応。

○ 教員に一律4%支給されている教職調整額について

教員勤務実態調査の結果を反映した支給率とすること、支給率にメリハリを付けて支給すること等について、今後更に専門的・技術的に検討することが必要。

○ 給料表の見直し

主幹（仮称）又は指導教諭（仮称）の職務に対応した新たな級を創設。また、副校長（仮称）についても職務に応じた処遇を行う。

○ 教員に特有の手当（義務教育等教員特別手当等）について

一律に支給される性格の手当等については廃止・縮減の方向で、部活動手当や管理職手当等については充実の方向で検討。

各年度の予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに関する内容が通知されているので、それらをまとめてみた。

(平成20年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しについて(通知)文部科学省初等中等教育局より抜粋)

職務給の原則及びメリハリのある教員給与体系の実現に向けた取組を踏まえ、教員特殊業務手当の改善並びに副校長、主幹教諭及び指導教諭(以下「副校長等」という。)の処遇に要する経費を計上しています。一方、基本方針2006に基づく教員給与の2.76%分の義務教育費国庫負担金430億円の縮減に着手することとし、そのため、義務教育等教員特別手当に係る義務教育費国庫負担金の減額を計上しています。

第1 教員特殊業務手当の改善に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し

1 見直しの趣旨

(1) 部活動指導業務

週休日等に4時間程度従事した場合に手当が支給されることを想定しているが、週休日等に長時間指導に当たることは心身に強い負担を及ぼす。

(2) 児童又は生徒の緊急の補導業務や児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務等

8時間程度従事した場合等に手当が支給されていることを想定しているが、現在の教員には、いじめ、問題行動等、様々な教育課題に取り組むことが求められており、それぞれの業務の特殊性や困難性が高くなっている。

2 見直しの内容

部活動指導業務については、教育再生会議の報告や中央教育審議会答申、また、児童又は生徒の緊急の補導業務や児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務等については中央教育審議会答申を踏まえ、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定上、手当額を改正することとした。

これらの措置は、「義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(以下「限度政令」という。)第2条第5号に規定する額の算定方法を変更し、平成20年10月から適用する。

第2 副校長等の処遇に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し

1 見直しの趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)において、小学校等に副校長等を置くことができるとされ、これらの職務が次のように定められた。

- (1) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどること。
- (2) 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育等をつかさどること。

2 見直しの内容

(1) 副校長

副校長の職務は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができるものである。このため、副校長の職務は、校務を整理する教頭よりも管理又は監督に係る面で困難性が高いことから、

- ① 管理職手当については、大規模校の教頭と同じ15%相当の定額を支給する。
- ② 期末・勤勉手当の役職段階別加算については、教頭が10%、校長が15%であり、副校長の職責を踏まえ、校長と同じ15%を加算する。

(2) 主幹教諭

主幹教諭の職務は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであることから、教諭とその職責が明らかに異なるものであるため、

- ① 給料については、教諭と異なる級で処遇する。
- ② 期末・勤勉手当の役職段階別加算については、30年以上の経験年数を有する教諭と同じく10%を加算する。

これらの措置について、主幹教諭の給料については、「義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」に新たな別表第三及び別表第十を設け、平成20年4月から適用する。

また、副校長の管理職手当、副校長等の期末勤勉手当の役職段階別加算については、限度政令第2条第5号に規定する額の算定方法を変更し、平成20年4月から適用する。

第3 義務教育等教員特別手当の縮減に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し

1 見直しの趣旨

教員給与については、総人件費改革の一環として、平成18年6月に公布・施行された行革推進法の第56条第3項で、「人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」と定められた。

また、基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）では、国・地方を通じた歳出改革の一環として、メリハリをつけた教員給与体系の検討とあわせて、人材確保法に基づく教員給与の優遇措置を縮減することとされた。

さらに、中央教育審議会答申では、能力や実績にかかわらず一律に支給される義務教育等教員特別手当等については、教員給与にメリハリを付ける観点から廃

止・縮減の方向で検討する必要がある旨の提言がなされている。これらを踏まえ、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定上、義務教育等教員特別手当の縮減に対応することとした。

2 見直しの内容

義務教育等教員特別手当については、従来の支給額の水準を考慮し、給料に対する算定率を3.8%と設定し、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定をしているところであるが、基本方針2006を踏まえ、平成21年1月から給料に対する算定率を3.0%に引下げて、義務教育費国庫負担金の最高限度額を算定する。

これらの措置は、限度政令第2条第5号に規定する額の算定方法を変更し、平成21年1月から適用する。

(平成21年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しについて(通知)文部科学省初等中等教育局より抜粋)

平成21年度予算においては、メリハリある教員給与体系を推進するため、特別支援学校の教員等に支給される給料の調整額の縮減に着手することとし、給料の調整額に係る義務教育費国庫負担金の減額を計上しています。また、基本方針2006に基づく教員給与の2.76%分の義務教育費国庫負担金430億円の縮減のため、義務教育等教員特別手当に係る義務教育費国庫負担金の減額を計上しています。

第1 給料の調整額の縮減に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し

1 見直しの趣旨

特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級の担当教員には、給料の調整額が支給されている。「今後の教員給与の在り方について」(平成19年3月29日中央教育審議会。以下「中央教育審議会答申」という。)では、平成19年度から、それまでの特殊教育が特別支援教育として整理され、LD・ADHD等の児童生徒への指導を含め、通常の学校においても、教員全体で特別支援教育を担うことが求められるようになったが、このような状況の中、特別支援学校や小中学校の特別支援学級の教員等のみに措置されている給料の調整額について、他の教員との均衡上適切かどうか、その廃止を含めて検討する必要がある旨の提言がなされている。

これらを踏まえ、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定上、給料の調整額の縮減に対応することとした。

2 見直しの内容

給料の調整額については、従来の支給額の水準を考慮し、給料に対する算定率を6%相当(調整数2に相当)と設定し、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定をしているところであるが、平成22年1月から給料に対する算定率を4.5%

相当（調整数1.5に相当）に引き下げて、義務教育費国庫負担金の最高限度額を算定する。

これらの措置は、「義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」（以下「限度政令」という。）第2条第5号に規定する額の算定方法を変更し、平成22年1月から適用する。

第2 義務教育等教員特別手当の縮減に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し

1 見直しの趣旨

教員給与については、総人件費改革の一環として、平成18年6月に公布・施行された簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）の第56条第3項で、「人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」と定められた。

また、基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）では、国・地方を通じた歳出改革の一環として、メリハリをつけた教員給与体系の検討とあわせて、人材確保法に基づく教員給与の優遇措置を縮減することとされた。

さらに、中央教育審議会答申では、能力や実績にかかわらず一律に支給される義務教育等教員特別手当等については、教員給与にメリハリを付ける観点から廃止・縮減の方向で検討する必要がある旨の提言がなされている。これらを踏まえ、平成21年度においては、平成20年度に引き続き義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定上、義務教育等教員特別手当の縮減に対応することとした。

2 見直しの内容

義務教育等教員特別手当については、基本方針2006を踏まえ、平成21年1月から給料に対する算定率を3.8%から3.0%に引き下げて、義務教育費国庫負担金の最高限度額を算定しているところであるが、平成22年1月からは、給料に対する算定率を2.2%に引き下げて、義務教育費国庫負担金の最高限度額を算定する。

これらの措置は、限度政令第2条第5号に規定する額の算定方法を変更し、平成22年1月から適用する。

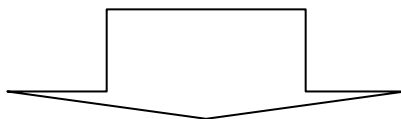
教育振興基本計画（平成20年 7月）

- 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境を作る。

（中略）

＊ メリハリある教員給与体系の推進

人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリのある教員給与体系の中でがんばる教員の適切な処遇を推進する。



静岡県における教員給与体系の見直し一覧（メリハリのある教員給与体系の推進）

①	②	20年	21年	21年	22年	22年	23年	23年
		10月	1月	4月	1月	4月	1月	4月
① 人 材 確 保 法 に よ る 教 員 給 与 の 優 遇 措 置 の 縮 減	② メ リ ハ リ の あ る 教 員 給 与 体 系 実 現	平成20年10月 部活動手当、教員特殊業務手当の改善						
		義務教育等教員特別手当の縮減 平成21年 1月 現行(20年12月)の3.0/3.8に縮減 平成22年 1月 現行(20年12月)の2.2/3.8に縮減						
		平成21年 4月 副校長、主幹教諭の配置						
		平成22年 1月 給料の調整額の縮減						

平成22年度以降について

(平成22年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しについて (通知) 文部科学省初等中等教育局より抜粋)

1 見直しの趣旨

教員給与については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度までに義務教育費国庫負担金430億円 (教員給与の2.76%分) を縮減することとして、平成20年度及び平成21年度予算において、教員給与を段階的に縮減し、義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しを行った。

平成22年度以降は、上記方針に基づく教員給与の縮減は行わないこととなったが、一方、現下の厳しい財政状況の下で、学校現場からの要請が強い大幅な教職員定数の改善を図るため、平成22年予算においては、教員給与のうち、「義務教育等教員特別手当」及び「給料の調整額」を縮減することとした。

2 見直しの内容

義務教育等教員特別手当については、平成22年1月から給料に対する算定率を2.2%として、義務教育費国庫負担金の最高限度額を算定しているが、平成23年1月からこれを1.5%に引き下げることにする。

給料の調整額については、平成22年1月から給料に対する算定率を4.5%相当 (調整数1.5に相当) として、義務教育費国庫負担金の最高限度額を算定しているが、平成23年1月からこれを3.75%相当 (調整数1.25に相当) に引き下げることにする。

これらの措置は、「義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」第2条第5号に規定する額の算定方法を変更し、平成23年1月から適用する。

教員給与の見直し等経過

年月日	項目	内容（関係条例、規則等）	別列の別		
平成20年10月	特殊勤務手当	部活動手当、教員特殊業務手当の改善 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則	ハリ		
	国、県の動き等				
	(国) メリハリある教員給与体系の推進 ・非常災害時等緊急業務、修学旅行等指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る教員特殊業務手当 →それぞれの業務の特殊性や困難性が高まっていることを踏まえ、その充実を検討する必要がある。 ・部活動指導業務に係る教員特殊業務手当（部活動手当） 勤務実態調査等の結果により、部活動の顧問を担当する教員の勤務時間は担当しない教員に比べて多くなっており、部活動を通じた教育活動を行う教員を処遇するため、部活動手当の充実を検討することが必要である。	業務内容	改正前	改正後	
		非常災害等緊急業務	保護業務（通常）		
			8時間以上	3,200円	6,400円
			4時間以上 8時間未満	1,600円	3,200円
			保護業務（甚大）		
			8時間以上	6,400円	12,800円
			4時間以上 8時間未満	3,200円	6,400円
			救急業務		
			8時間以上	3,000円	6,000円
			4時間以上 8時間未満	1,500円	3,000円
			補導業務		
			8時間以上	3,000円	6,000円
			4時間以上 8時間未満	1,500円	3,000円
		2時間以上 4時間未満	750円	1,500円	
		修学旅行等引率			
		8時間以上	2,200円	3,400円	
		4時間以上 8時間未満	1,100円	1,700円	
		対外運動競技引率			
		8時間以上	2,000円	3,400円	
		4時間以上 8時間未満	1,300円	2,400円	
		部活動指導			
		8時間以上	2,000円	3,200円	
		4時間以上 8時間未満	—	2,400円	
		6時間以上 8時間未満	1,600円	—	
		4時間以上 6時間未満	1,300円	—	
			注1：「8時間」は平成20年12月当時の時間。現在は「7時間45分」となっている。 注2：平成20年10月適用として、差額は遡及対応とした。		
	(県) 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成20年10月10日）「むすび」より (3)その他の課題ーイ 教員の給与 国においては、教員の勤務実態等を踏まえた適切な処遇を図るため、義務教育等教員特別手当の縮減と併せ、諸手当の充実などメリハリのある給与体系の実現に向けた見直しが進められているところである。 本県においても、既存の手当を見直し、職員の負担の実態に配慮した手当を充実させるなど、教員の勤務実態等に応じた適切な処置を図る必要がある。				
	上記の報告を受けて「静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成20年12月26日改正）「静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則」（平成20年12月26日改正）が公布された。				

教員給与の見直し等経過

年月日	項目	内容（関係条例、規則等）	メリハリの別																																							
平成21年1月	義務教育等教員特別手当	平成20年12月現在の「義務教育等教員特別手当に関する規則」別表第1及び別表第2の金額を3.0/3.8に縮減。 例) 改正による支給額の差について ・中学校小学校教育職給料表適用 (単位:円)	メリ																																							
国、県の動き等 (国) 基本方針2006に基づく人材確保法による教員給与の優遇措置の縮減 1 目的 メリハリを付けた諸手当の充実を図る。 2 対象となった理由 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保法に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）に基づく第二次給与改善に際して教員給与の優遇措置として導入され、小・中・高等学校等の教員に一律に支給されている（能力や実績にかかわらず）ことより、その財源をメリハリある給料や諸手当の充実のために活用するため。 3 具体的な対応 義務教育等教員特別手当の縮減に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し（給料に対する算定率を従来の3.8%から3.0%に引下げて算定する。）を行った。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料1 P4 参照</div> (県)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>級号給</th> <th>18.4.1(A)</th> <th>21.1.1(B)</th> <th>差額(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1- 53</td> <td>8,600</td> <td>6,800</td> <td>△1,800</td> </tr> <tr> <td>2-103</td> <td>15,400</td> <td>12,200</td> <td>△3,200</td> </tr> <tr> <td>3- 77</td> <td>18,300</td> <td>14,400</td> <td>△3,900</td> </tr> <tr> <td>4- 39</td> <td>20,200</td> <td>15,900</td> <td>△4,300</td> </tr> </tbody> </table> ・高等学校等教育職給料表適用 (単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>級号給</th> <th>18.4.1(A)</th> <th>21.1.1(B)</th> <th>差額(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1- 53</td> <td>8,600</td> <td>6,800</td> <td>△1,800</td> </tr> <tr> <td>2- 90</td> <td>15,400</td> <td>12,200</td> <td>△3,200</td> </tr> <tr> <td>3- 60</td> <td>18,000</td> <td>14,200</td> <td>△3,800</td> </tr> <tr> <td>4- 40</td> <td>20,200</td> <td>15,900</td> <td>△4,300</td> </tr> </tbody> </table>		級号給	18.4.1(A)	21.1.1(B)	差額(B)-(A)	1- 53	8,600	6,800	△1,800	2-103	15,400	12,200	△3,200	3- 77	18,300	14,400	△3,900	4- 39	20,200	15,900	△4,300	級号給	18.4.1(A)	21.1.1(B)	差額(B)-(A)	1- 53	8,600	6,800	△1,800	2- 90	15,400	12,200	△3,200	3- 60	18,000	14,200	△3,800	4- 40	20,200	15,900
級号給	18.4.1(A)	21.1.1(B)	差額(B)-(A)																																							
1- 53	8,600	6,800	△1,800																																							
2-103	15,400	12,200	△3,200																																							
3- 77	18,300	14,400	△3,900																																							
4- 39	20,200	15,900	△4,300																																							
級号給	18.4.1(A)	21.1.1(B)	差額(B)-(A)																																							
1- 53	8,600	6,800	△1,800																																							
2- 90	15,400	12,200	△3,200																																							
3- 60	18,000	14,200	△3,800																																							
4- 40	20,200	15,900	△4,300																																							
上記の報告を受けて「静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正」「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正」（平成20年12月26日改正）が公布された。																																										

教員給与の見直し等経過

年月日	項目	内容（関係条例、規則等）	別々の別
平成21年4月	副校長、主幹教諭	1 副校長 改正学校教育法が平成20年4月1日に施行されたことに伴い、平成21年4月、高等学校に原則全校配置、特別支援学校には分教室を除いて全校配置が行われた。	ハリ
国、県の動き等		(i) 給料諸手当について ア 給料表（静岡県教職員の給与に関する条例第5条別表第1） 高等学校等教育職給料表の職務の級「3級」適用。 イ 管理職手当（管理職手当に関する規則第2条別表第1） 「7 教育委員会」の副校長 3級6種（旧12%）《52,900円》 ウ 期末手当・勤勉手当の職務加算率 （職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第5条の3別表第1） 100分の15（人事委員会指定）	
<p>(国) メリハリある教員給与体系の推進</p> <p>1 目的 教員の給料の見直しを図る。</p> <p>2 理由 教員の給料は、各都道府県において、基本的に校長、教頭、教諭、講師等の職に応じて4級制の給料表が定められている。教員の大多数を占める教諭が一つの級でしか処遇されていないため、教頭や校長にならない限り、教員の給料は号俸の昇給による変化しかなく、メリハリの乏しい構造となっている。教員が適切に評価され、教員の士気が高まり、教育活動が活性化されていくためにも、それぞれの職務に応じてメリハリを付けた教員給与にしていくことが必要であるため。</p> <p>3 具体的な対応 これまでの教諭の職とは異なる主幹（仮称）又は指導教諭（仮称）が新たな職として位置づけられ、配置される場合には、その職に見合った適切な処遇を図るため、都道府県において、必要に応じて、主幹（仮称）又は指導教諭（仮称）の職務に対応した新たな職を創設することが望ましい。また、副校長（仮称）についても、教頭との関係を整理した上で、職務に応じた処遇を行うことが望ましい。</p>		2 主幹教諭 改正学校教育法が平成20年4月1日に施行されたことに伴い、平成21年4月、小中学校の一部に配置が行われた。	
資料1 P4 参照		(1) 給料諸手当について ア 給料表（静岡県教職員の給与に関する条例第5条別表第2） 中学校小学校教育職給料表の職務の級「特2級」新設して適用。 イ 期末手当・勤勉手当の職務加算率 （職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第5条の3別表第1） 100分の10	
職員給与等に関する報告及び勧告（平成20年10月10日） 「むすび」より (3) その他の課題ーイ 教員の給与（前段略） また、昨年の学校教育法の改正に伴い、本県でも小・中学校、高等学校等への副校長、主幹教諭等の設置が検討されているところであるが、その状況を踏まえ、給料表の新たな級の創設など給与上の処遇について検討する。			

教員給与の見直し等経過

年月日	項目	内容（関係条例、規則等）	メリハリの別																																											
平成22年1月	義務教育等教員特別手当	平成20年12月現在の「義務教育等教員特別手当に関する規則」別表第1及び別表第2の金額を2.2/3.8に縮減。 例) 改正による支給額の差について ・中学校小学校教育職給料表適用 (単位:円)	メリ																																											
国、県の動き等																																														
<p>(国) 基本方針2006に基づく人材確保法による教員給与の優遇措置の縮減</p> <p>1 目的 メリハリを付けた諸手当の充実を図る。</p> <p>2 対象となった理由 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保法に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）に基づく第二次給与改善に際して教員給与の優遇措置として導入され、小・中・高等学校等の教員に一律に支給されている（能力や実績にかかわらず）ことより、その財源をメリハリある給料や諸手当の充実のために活用するため。</p> <p>3 具体的な対応 義務教育等教員特別手当の縮減に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し（給料に対する算定率を従来の3.8%から2.2%に引下げて算定する。）を行った。 これは平成21年1月に行った見直しに続くものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料1 P6 参照</div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>級号給</th> <th>18.4.1(A)</th> <th>22.1.1(B)</th> <th>差額(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-53</td> <td>8,600</td> <td>4,900</td> <td>△3,700</td> </tr> <tr> <td>2-103</td> <td>15,400</td> <td>8,900</td> <td>△6,500</td> </tr> <tr> <td>特2-94</td> <td>14,100</td> <td>10,300</td> <td>△3,800</td> </tr> <tr> <td>3-77</td> <td>18,300</td> <td>10,600</td> <td>△7,700</td> </tr> <tr> <td>4-39</td> <td>20,200</td> <td>11,700</td> <td>△8,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>18.4.1の金額 特2級（主幹教諭）は21.4.1の金額 ・高等学校等教育職給料表適用 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>級号給</th> <th>18.4.1(A)</th> <th>22.1.1(B)</th> <th>差額(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-53</td> <td>8,600</td> <td>4,900</td> <td>△3,700</td> </tr> <tr> <td>2-90</td> <td>15,400</td> <td>8,900</td> <td>△6,500</td> </tr> <tr> <td>3-60</td> <td>18,000</td> <td>10,400</td> <td>△7,600</td> </tr> <tr> <td>4-40</td> <td>20,200</td> <td>11,700</td> <td>△8,500</td> </tr> </tbody> </table>	級号給	18.4.1(A)	22.1.1(B)	差額(B)-(A)	1-53	8,600	4,900	△3,700	2-103	15,400	8,900	△6,500	特2-94	14,100	10,300	△3,800	3-77	18,300	10,600	△7,700	4-39	20,200	11,700	△8,500	級号給	18.4.1(A)	22.1.1(B)	差額(B)-(A)	1-53	8,600	4,900	△3,700	2-90	15,400	8,900	△6,500	3-60	18,000	10,400	△7,600	4-40	20,200	11,700	△8,500
級号給	18.4.1(A)	22.1.1(B)	差額(B)-(A)																																											
1-53	8,600	4,900	△3,700																																											
2-103	15,400	8,900	△6,500																																											
特2-94	14,100	10,300	△3,800																																											
3-77	18,300	10,600	△7,700																																											
4-39	20,200	11,700	△8,500																																											
級号給	18.4.1(A)	22.1.1(B)	差額(B)-(A)																																											
1-53	8,600	4,900	△3,700																																											
2-90	15,400	8,900	△6,500																																											
3-60	18,000	10,400	△7,600																																											
4-40	20,200	11,700	△8,500																																											
(県)		<p>職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月6日） 「むすび」 より (4) その他の課題ーウ 教員の給与 教員の給与については、国においてメリハリのある給与体系の実現に向けて見直しが進められているところであり、本県においてもこうした状況を踏まえ、引き続き見直しを図っていく必要がある。</p>																																												
上記の報告を受けて「静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正」「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正」（平成21年12月25日改正）が公布された。																																														

教員給与の見直し等経過

年月日	項目	内容（関係条例、規則等）	メリハリの別											
平成22年1月	給料の調整額		メリ											
国、県の動き等														
<p>(国) メリハリある教員給与体系の推進</p> <p>平成19年度から、これまでの特殊教育が特別支援教育として整理され、LD・ADHD等の児童生徒への指導を含め、通常の学校においても、教員全体で特別支援教育を担うことが求められるようになった。このような状況の中、現在、特殊教育諸学校や小中学校の特殊学級の教員のみ措置されている給料の調整額について、他の教員との均衡上適切かどうか、検討の必要性が生じた。</p>		<p>給料の調整額の調整数が「2」から1.5に改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給範囲</th> <th>支月</th> <th>給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学校において、児童、生徒の教育に直接従事する職員</td> <td rowspan="3">調整基本額 ×調整数2</td> <td rowspan="3">1.5に 改正</td> </tr> <tr> <td>教育委員会が同意した学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し児童、生徒の教育に直接従事することを本務とする職員</td> </tr> <tr> <td>通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童、生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導を行うため教育委員会に届けられた教室で、当該特別の指導に直接従事することを本務とする職員</td> </tr> <tr> <td>三方原学園に入所中の児童、生徒の教育に直接従事することを本務とする職員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給範囲	支月	給額	特別支援学校において、児童、生徒の教育に直接従事する職員	調整基本額 ×調整数2	1.5に 改正	教育委員会が同意した学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し児童、生徒の教育に直接従事することを本務とする職員	通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童、生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導を行うため教育委員会に届けられた教室で、当該特別の指導に直接従事することを本務とする職員	三方原学園に入所中の児童、生徒の教育に直接従事することを本務とする職員			
支給範囲	支月	給額												
特別支援学校において、児童、生徒の教育に直接従事する職員	調整基本額 ×調整数2	1.5に 改正												
教育委員会が同意した学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し児童、生徒の教育に直接従事することを本務とする職員														
通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童、生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導を行うため教育委員会に届けられた教室で、当該特別の指導に直接従事することを本務とする職員														
三方原学園に入所中の児童、生徒の教育に直接従事することを本務とする職員														
<p>資料1 P5 参照</p> <p>(県)</p> <p>職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月6日）「むすび」より</p> <p>(4)その他の課題ーウ 教員の給与 教員の給与については、国においてメリハリのある給与体系の実現に向けて見直しが進められているところであり、本県においてもこうした状況を踏まえ、引き続き見直しを図っていく必要がある。</p> <p>上記の報告を受けて「職員の給与に関する規則の一部改正」（平成21年12月25日改正）が公布された。</p>		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>行政職員</td> <td>実習船「やいづ」に乗組む職員のうち、船長、機関長、通信長、航海士、機関士、及び通信士</td> <td>調整基本額 ×調整数3</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>実習船「やいづ」に乗組む職員のうち、上記に掲げる職員以外の者で、もっぱら船務に従事する職員</td> <td>調整基本額 ×調整数2</td> </tr> </tbody> </table>	行政職員	実習船「やいづ」に乗組む職員のうち、船長、機関長、通信長、航海士、機関士、及び通信士	調整基本額 ×調整数3	職員	実習船「やいづ」に乗組む職員のうち、上記に掲げる職員以外の者で、もっぱら船務に従事する職員	調整基本額 ×調整数2						
行政職員	実習船「やいづ」に乗組む職員のうち、船長、機関長、通信長、航海士、機関士、及び通信士	調整基本額 ×調整数3												
職員	実習船「やいづ」に乗組む職員のうち、上記に掲げる職員以外の者で、もっぱら船務に従事する職員	調整基本額 ×調整数2												